R&TTE 指令適合証明書
お取引きの手引き

株式会社 **UL Japan**

R&TTE 指令認証業務処理フローチャート

株式会社 UL Japan

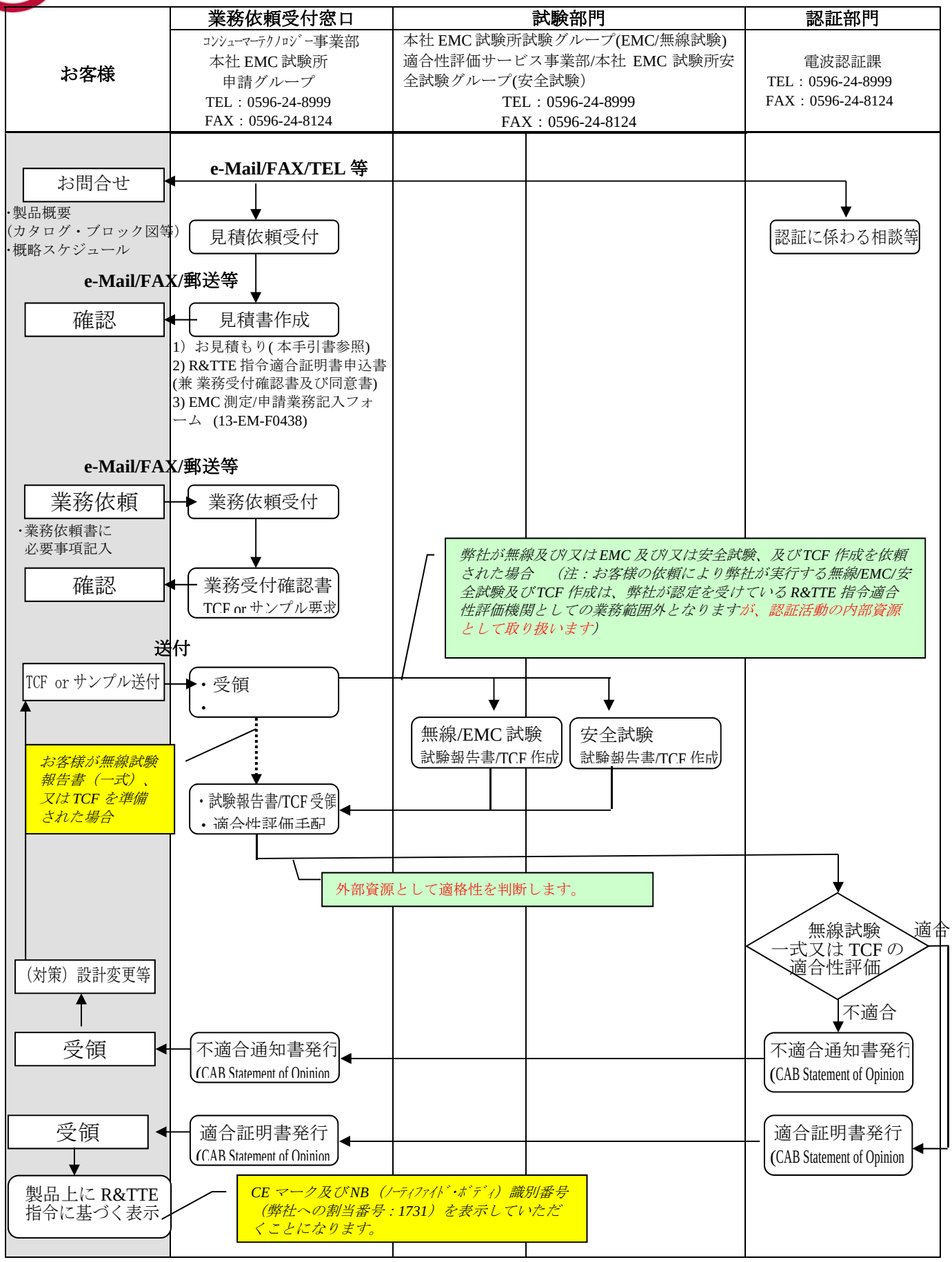

ご案内

当案内書では、R&TTE 指令適合証明書に関する基本的な事項と、そのお申し込み方法をご説明します。

■　（株）UL Japan について

（株）UL Japan（以下、弊社）は、認定適合性評価機関です。MRA法に基づきR&TTE指令における適合性評価を実施し､その証明書(R&TTE指令に適合している旨を記したCAB Statement of Opinion)の交付をいたします。認証可能な機器は、「表 1 -1 ～ 1-2 弊社が認証可能な機器及び対応整合規格」を参照願います。

■　R&TTE指令適合性評価とは？

R&TTE指令が適用される電気・電子機器を製造する事業者は、R&TTE指令に基づき、認定適合性評価機関による適合性評価を受けることが可能です。R&TTE指令Annex Ⅲ、Annex Ⅳで規定されている適合性評価手続きに基づき、その適合性に対する評価を行います。

■　提出書類

弊社にお申込みいただく際に必要となる書類は、下記のとおりです。備考欄にご留意いただき､各種書類のご準備をお願い致します。

書類名	備考
R&TTE指令適合証明書申込書 （兼 業務受付確認書及び同意書）	所定様式のもの
申込書附属書　申込機器概要	所定様式のもの
相違点リスト	複数の類似モデルの同時申込、或いは後日派生した類似モデルの申込の場合、親モデルとの相違点を記したもの
無線試験レポート一式 回路ブロック図 取扱説明書	R&TTE指令 Annex Ⅲに基づく依頼の場合
TCF	R&TTE指令 Annex Ⅳに基づく依頼の場合 TCFには以下含むこと。 ①製品概要、②回路図、アッセンブリー組立図、ブロック図、基板図、 ③図面及び製品の動作に関する説明、④適用規格リスト、⑤試験レポート、⑥取扱説明書
技術書類	試験/TCF作成*を弊社に依頼される場合 上記TCFの構成書類のうち、試験レポートを除いたもの

＊：お客様の依頼により弊社が実行する無線/EMC/安全試験及び TCF 作成は、弊社が認定を受けている R&TTE 指令適合性評価機関としての業務範囲外となりますが、認証活動の内部資源として取り扱います。

■　サンプル

試験及び TCF 作成を弊社に依頼された場合、お客様には、業務依頼書送付時に必要なサンプル数をご連絡いたします。必要サンプルを弊社業務担当者宛に送付願います。依頼書、その他必要情報およびサンプル受領後、業務完了予定日を書面にてお知らせします。完了予定日が、御社製造スケジュールに支障をきたす場合、折り返しご連絡ください。評価に必要な時間を考慮に入れ、出来る限り、御社スケジュールに間に合うよう調整いたします。

■　お申込み依頼

弊社に業務をご依頼して頂ける際には、下記宛てに電話・Fax 等でご連絡ください。

株式会社 UL Japan　コンシューマーテクノロジー事業部　本社 EMC 試験所 申請グループ
E-Mail： emc.jp@ul.com
〒516-0021　三重県伊勢市朝熊町 4383-326　TEL：0596-24-8999 / FAX：0596-24-8124

■　評価に合格しなかった場合

製品が評価基準の要求に適合しなかった場合、不適合通知書(R&TTE 指令に不適合の旨を記した CAB Statement of Opinion)を送付いたします。評価基準に適合するよう設計変更がなされた場合、最初の評価を担当させて頂いた弊社業務担当者にご連絡いただければ、必要な再評価を受けることが出来ます。

評価結果あるいは他の技術的な問題に関する解釈上のご質問や、製品に対する弊社要求が現在の技術や製品設計と矛盾すると考えられる場合、見直しを要望することが出来ます。

■ 料金

1. 証明書発行料金
一通 50,000 円といたします。

2. 適合性評価料
対象品又は製品の型番（以下「モデル」）といいます。）で、かつ評価項目毎に設定されます。ただし、申込みのモデルが複数あるときは、基本となるモデル（基本モデル）については設定された料金が、残りのモデル（類似モデル）については割引料金が設定されます。尚、後日追加モデルの R&TTE 指令適合性評価を行う場合、類似モデルと判断できるならば、類似モデルの適合性評価料を適用いたします。
※変更申請に関しては、評価料金一覧表をご覧下さい。

3. 試験料金
弊社が行う試験の料金は、モデル 毎で、かつ試験する項目毎の費用となります。費用は回路図、構造図、部品リスト等の技術資料をご提示いただいた上で見積るものとします。

4. TCF 作成料金
基本料金100,000 円といたします。お客様が TCF の一部を作成し、弊社が残りの TCF を作成する場合の料金は、別途お問合せ願います。

5. その他の手数料
   1) 試験レポート料
   試験レポートは、試験の種類に応じ 30,000 円～（安全試験レポートは試験料金に含む）で発行致します。
   2) 取下げ手数料
   申込み及び各種届出後、お客様の都合により取下げを行うときは、次のように取り扱います。
   ①試験を伴わない場合：　10,000 円
   ②試験を伴う場合
      a) 試験着手前に取下げを希望されるとき　:10,000 円
      b) 試験中に取下げを希望されるとき　:10,000 円 ＋ 試験に要した工数に相当する額
      c) 試験終了後に取下げを希望されるとき　:試験に係る手数料の全額
   3) 試験品返還料
   指定の期日までに試験品をお引き取りにならないときは、着払いにて返送いたします。この際、梱包に係る費用の実費を別途請求させていただきます。なお、やむを得ず保管延長をするときは、別途保管料を見積ります。
   4) 特別措置
   ①特に試験を急がれる旨のお申し出があったときは、特急扱いとします。なお、特急扱いとする場合の試験料は、期間短縮の度合いにより規定された額の 3 倍以内の範囲で増額します。
   ②試験終了期間を限定しないお申込み、一括お申込み等の場合には、試験料を割り引くことがあります（見積りによります）

6. 手数料表にない手数料及び費用
   1) この手数料表に定めのない手数料及び費用については、実費を勘案して見積るものとします。
   2) この手数料表の手数料及び費用に消費税を加算します。
   3) 試験品、試験に伴う資料等の送付料は、全てお客様のご負担とさせていただきます。

R&TTE 指令適合性評価料金一覧

<table>
<tr><td rowspan="2">項目</td><td colspan="4">料金</td></tr>
<tr><td>R&TTE 指令で定める
適合性評価</td><td colspan="3">弊社が提供するサービス
（注：お客様の依頼により弊社が実行する無線/EMC/安全試験及び TCF 作成は、弊社が認定を受けている R&TTE 指令適合性評価機関としての業務範囲外となりますが、認証活動の内部資源として取り扱います）</td></tr>
<tr><td>証明書発行料</td><td>新規申請 ￥50,000/1 通
変更申請 ￥30,000/1 通</td><td>試験</td><td>試験レポート
発行*</td><td>TCF 作成</td></tr>
<tr><td>無線・電気通信に係わる適合性評価料：R&TTE 指令第 3 条 2 及び 3</td><td>基本モデル：￥50,000
類似モデル：￥2,000/モデル
変更申請：￥10,000～/モデル</td><td>モデル毎に見積り</td><td>￥50,000～</td><td rowspan="3">新規申請
￥100,000

変更申請
￥50,000</td></tr>
<tr><td>安全に係わる適合性評価料：R&TTE 指令第 3 条 1 a）</td><td>基本モデル：￥50,000
類似モデル：￥2,000/モデル
変更申請：￥10,000～/モデル</td><td>モデル毎に見積り</td><td>￥50,000～</td></tr>
<tr><td>EMC に係わる適合性評価料：R&TTE 指令第 3 条 1 b）</td><td>基本モデル：￥50,000
類似モデル：￥2,000/モデル
変更申請：￥10,000～/モデル</td><td>モデル毎に見積り</td><td>EMI：￥30,000～
EMS：￥40,000～</td></tr>
<tr><td>取下げ手数料</td><td>￥10,000</td><td colspan="3">試験を伴う申請の場合
a) 試験着手前取下げを希望の場合　：￥10,000
b) 試験中に取下げを希望の場合　：￥10,000 + 試験に要した工数に相当する額
c) 試験終了後に取下げを希望の場合　：試験に係わる手数料全額</td></tr>
<tr><td>試験品返還料</td><td>N/A</td><td colspan="3">指定の期日までに試験品をお引取りにない場合は着払いにて返送（梱包にかかわる費用を実費別途請求）。尚、やむを得ない場合の保管延長は別途保管料を見積り。</td></tr>
</table>

*：弊社に試験及び TCF 作成を依頼される場合、TCF を作成するために試験レポート発行を合わせて依頼していただくことが必要となります。

*：変更申請とは、同一モデルに対して以下の内容とします。その変更内容により、Radio、EMC、安全の評価費用が決定されます。

①：無線設備の送受信装置に対する物理的な変更(製造者と協議の上、同一製品と見做せるものであること)

②：無線設備に対する物理的な軽微な変更(筐体、電源装置など直接性能に影響しないもの。ただしアンテナ変更は軽微な変更と見做す場合もある)

③：型式又は名称、製造者名等の変更(申込書等に関する提出書類の変更を含む)

*：NBテストプラン作成及び検証費用については、別途お問合せ下さい。

当適合性評価機関の認定範囲

製品カテゴリー	規格名[1)]
(a) 通信端末機器 **(b) 無線機器** ショートレンジデバイス、 2.4GHz帯ワイドバンド 送信システム、 携帯電話端末、 ワイヤレスマイク、 5GHz帯無線LAN及び60GHz帯無線LAN	**(1) RF関係** EN 300 220-2、EN 300 330-2、 EN 300 328、EN 300 422-2、 EN 300 440-2、EN 300 454-2、 EN 301 091-2、EN 301 511、 EN 301 893、EN 301 908-1、 EN 301 908-2、EN 301 908-4、 EN 301 908-6、EN 301 908-8、 EN 301 908-10、EN 301 908-13、 EN 301 908-19、EN 301 908-21、 EN 302 550-2、EN 302 567 **(2) EMC関係** EN 301 489-01、EN 301-489-03、 EN 301 489-06、EN 301-489-07、 EN 301-489-09、EN 301-489-17、 EN 301 489-24、EN 61000-3-2、 EN 61000-3-3、EN 55022、EN 55024、 EN 61000-6-1、EN 61000-6-2、 EN 61000-6-3、EN 61000-6-4 **(3) SAR関係** EN 50360、EN 50566、EN 62209-1、 EN 62209-2、EN 62311、EN 62479、 **(4) 電気安全関係** EN 60065、EN 60825-1、EN 60825-2、 EN 60950-1

1): 列記した規格全てを適用することはなく、これら「規格名」の中から該当機器に適用される規格を選択する。これら以外に、当該整合規格を一部適用する又は全て適用しない場合の評価基準につきましては、別途弊社webで公表します。

弊社は、日本と欧州との相互認証協定に基づいて、上記機器の R&TTE 指令への適合性を評価する機関（R&TTE 指令においてはノーティファイド・ボディ）として認定されております。